

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	黒部市水道事業		
事業開始年月日	昭和55年9月30日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名 [*]	黒部市	職員数 [*] (H19. 4. 1現在)	7人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	85 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,939
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	18
不良債務 (百万円)		財政力指数 [*]	0.73 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 [*] (%)	22.2 (H19)
		経常収支比率 [*] (%)	84.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月31日 合併前市町村：黒部市、宇奈月町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	黒部市水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	黒部市長
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 H18年度からH27年度
公表の方法等	市議会へ説明を行うとともに市広報、市ホームページで公表する。
基本方針	いつでもどこでも安心して必要な水を得ることができる。これが水道事業の基本であると捉え、上水道の加入促進を図るとともに、安全な水を安定的に供給する施設の計画的な整備更新や水質管理の強化などを行う。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		361	83	444
	補償金免除額		88	16	104
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		73	37	110

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	水道統合整備	212,188	360,828	83,469	656,485
合 計 (A)		212,188	360,828	83,469	656,485
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		212,188	360,828	83,469	656,485

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	水道統合整備	96,713	69,862	36,902	205,729
合 計 (A)		96,713	69,862	36,902	205,729
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		96,713	69,862	36,902	205,729

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市における上水道の発足は昭和55年と歴史は浅く、現在も上水道の普及促進に取り組み、水道施設の建設や拡張、改良事業等に取り組んできた。しかし、費用面では事業の推進拡張等のための減価償却費、支払利息といった固定経費や人件費、委託料の経費が収益を上回り、一般会計より応分の繰入金に頼らざるを得ない財政状況である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道普及率の向上</p> <p>給水区域内における普及率は55.7%と低く、料金収入の増収を図るべく普及率の向上に努める。</p>
	<p>課 題 ② 水道水供給における有収率の向上</p> <p>有収率は82.83%と国・県の平均値を下まわっており、供給コストの有効利用の観点からも有収率の向上を目指す。</p>
	<p>課 題 ③ 料金設定の適正化</p> <p>給水原価と供給単価の差をなくし、適正な水準の料金設定とする。</p>
	<p>課 題 ④ 工事費の軽減</p> <p>下水道工事との同時施工を積極的に行い、工事費の軽減化をはかる。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
資本的収入	1. 企業債	100	94	90	97	90	280	437	70	153	70		
	2. 他会計出資金	96	99	57	61	65	136	141	100	107	112		
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	2	8	8	7	11	8	10	10	10	10	10	
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	74	70	102	80	54	23	93	65	60	40		
	9. その他												
	計 (A)	272	271	257	245	220	447	681	245	330	232		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	272	271	257	245	220	447	681	245	330	232		
資本的支出	1. 建設改良費	278	281	282	249	236	196	257	225	291	208		
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	88	96	104	120	122	321	502	150	157	162		
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	366	377	386	369	358	517	759	375	448	370			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		94	106	129	124	138	70	78	130	118	138		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	87	99	123	118	132	70	78	130	118	138		
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	7	7	6	6	6							
計 (F)	94	106	129	124	138	70	78	130	118	138			
補てん財源不足額 (E)-(F)													
積立金現在高		16	17	17	18	18	19	19	20	20	21		
企業債現在高	企業債現在高	3,011	3,009	2,994	2,970	2,939	2,898	2,833	2,753	2,749	2,657		
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,011	3,009	2,994	2,970	2,939	2,898	2,833	2,753	2,749	2,657		
	うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
収益的収支分	収益的収支分	191	191	182	151	165	158	147	109	108	106		
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	191	191	182	151	165	158	147	109	108	106		
	うち料金収入に計上すべき繰入等												
資本的収支分	うち赤字補てん的なもの	191	191	182	151	165	158	147	109	108	106		
	資本的収支分	96	99	57	61	65	136	141	100	107	112		
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	96	99	57	61	65	136	141	100	107	112		
うち赤字補てん的なもの		96	99	57	61	65	136	141	100	107	112		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	43.6	42.6	45.3	51.2	49.2	51.7	58.4	61.7	62.9	71.6	
総収支比率(法適用)	(%)	100.8	100.3	100.5	101.2	101.4	100.0	100.3	100.3	100.3	100.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	100.8	100.3	100.5	101.2	101.4	100.0	100.3	100.3	100.3	100.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	72.1	69.6	73.4	89.5	78.3	83.4	89.9	92.2	90.9	100.6	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	51.0	52.2	50.4	44.4	47.8	45.1	38.6	35.7	34.9	33.5
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)	51.0	52.2	50.4	44.4	47.8	45.1	38.6	35.7	34.9	33.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	51.0	52.2	50.4	44.4	47.8	45.1	38.6	35.7	34.9	33.5
	資本的収入分	(%)	35.2	35.7	22.2	24.9	29.7	53.0	44.0	40.9	32.4	48.3
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)	35.2	35.7	22.2	24.9	29.7	53.0	44.0	40.9	32.4	48.3
	うち赤字補てん的なもの	(%)	35.2	35.7	22.2	24.9	29.7	53.0	44.0	40.9	32.4	48.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

- ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m³) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

- ・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・給水原価を基礎に、経営のを現況をみながら段階的に適正な水準の料金設定を行う。
2 他会計繰入金の見込み	・収益的収入においては、起債償還利息2/3,職員給与補助(2名)1/2、水道料金等対策補助(収支差額相当) ・資本的収入においては、起債償還元金1/2
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・平成22年度において、石田犬山水源施設の移転建設見込み。 売却資産収入見込み無し。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・事業収入の根幹となる給水量の増加を図るべく加入率90%を目指し、上水道加入促進を積極的に推し進める。 ・漏水調査並びに老朽施設更新事業等を実施し、有収率の向上を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年4月1日(492人)から平成19年4月1日(466人)までに26人減少しており、職員適正化計画の目標値である平成22年4月1日までに5.7%(29人)以上純減させ、463人以下とする。しかし、当水道事業会計においては、過去に人員を削減した経緯や、他の自治体との比較においても最小限の職員数と判断され減は難しく、給与水準の引下げ、経費の節減等の経営努力を引き続き行なう。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	現行制度が国の給与構造に準じており、今後も準じていく予定である。また、地域手当については、当市は地域手当の対象地でなく、今後もこの状態が続く。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	国・県等の動向に準じて改善に取り組みたい。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時の特昇は行っていない。今後もこの状態を継続していく。
◇ 福利厚生事業のあり方	健康保険組合は、市町村共済組合へ加入しており、実施事業の見直し等を含めて負担率の適正化に努めている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題④ 下水道事業と同時施工による施工単価の軽減を図り、資本費用の抑制に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	新規加入の給水工事の設計施工は、受託給水工事として従来は市が行っていたが、市を介せずに入業者と工業者が直接行うことで、事務の軽減が図られ経営の合理化に資する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題③ 給水原価を基礎に料金を算定し、平成21年度に10%の引き上げを図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	市広報、市ホームページなどで公表する。
○ 行政評価の導入	平成19年度導入予定(試行)である。一部の事務事業評価を行い、今後対象を広げていく予定である。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	水道事業に係る業務は、料金改定や収納事務など業務量が増加傾向にあるが、人員の増加を図ることなく現在の人数で業務量の増加を賄っていくよう努めるものである。また、簡易水道事業業務兼務の職員数も、上水道の人数と計上している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は無いものの、給水原価を基礎に計画的な料金改定や新規の上水道加入者の取り込みを積極的に推し進め、料金の増収につなげる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収益的収支における他会計からの繰入金においては、計画的な料金改定や上水道加入促進を積極的に推し進める等の対策を講じ減少となる。また、資本的収支においては、事業収入の根幹となる給水量の増加を図るべく、市内に点在する組合営簡易水道を取り込む拡充事業を展開するため繰入金は横這い傾向ではあるが、他事業との同時施工など事業費の軽減化を図り繰入金の抑制につとめる。
4 その他	他の事業等と同時施工を積極的に推し進め、工事費の縮減につとめる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率										10			
	改善額(料金の適正化)※1										20	20	20	60
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
2	その他(普及率向上)%					56		56	57	57	58	58		
	改善額								5	5	10	10	30	
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	55	53	51	52	56		56	56	56	56	56	56	
	改善額						0	0	0	0	0	0	0	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	6	6	6	7	7		7	7	7	7	7	7	
	増減数(人)				1	1	1							
	維持管理費等	67	63	58	60	65		68	74	77	78	80		
	改善額(適正化)						0	1	1	1	1	1	5	
4	工事コスト※2							2	2	2	2	2		
	改善額(縮減額)							2	2	2	2	2	10	
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	3,011	3,009	2,994	2,970	2,939		2,898	2,833	2,753	2,749	2,657		
	増減	13	-2	-15	-24	-31		-41	-65	-80	-4	-92		
							計画前5年間改善額 合計					改善額 合計	105	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 104

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	24	25	25	25	25	27	28	29	29	29
年間総有収水量(千m³)	2,401	2,340	2,460	2,594	2,525	2,832	2,978	3,124	3,270	3,416
公称施設能力(m³/日)	18,500	18,500	18,500	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
1日最大配水量(m³/日)	13,100	12,610	14,187	15,834	10,389	17,300	20,000	21,000	21,000	21,000
最大稼働率(%)	70.8	68.2	76.7	75.4	49.5	82.4	95.2	100.0	100.0	100.0
供給単価(円/m³)	63	62	62	62	62	62	66	66	66	72
給水原価(円/m³)	144	146	137	122	128	120	113	107	105	102

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

・平成19・20年度にかけて作成の、「地域水道ビジョン」の中で統合に係る基本方針検討
--